

平成31年度

保育園利用のご案内

認可保育園の利用を希望される方へのご案内となります。
大切なお知らせですので、利用申込みの際には必ずご一読ください。



平成30年11月

印西市健康福祉部保育課

【問い合わせ先・書類提出先】

印西市健康福祉部保育課保育係

〒270-1396

印西市大森2364-2

TEL 0476-33-4651 (直通)

FAX 0476-42-0381

E-mail hoikuka@city.inzai.chiba.jp

【平成31年度における施設新設・制度改正等について】

1 施設について（3ページ・4ページ参照）

平成31年4月1日から次のとおり変更となる予定です。

- ① 【新設】（仮称）かぐろ杜の保育園（私立）
- ② 【新設】（仮称）コスモスの丘保育園（私立）
- ③ 【新設】（仮称）ゆいのひ保育園（私立）
- ④ 草深こじか保育園（保育所 → 幼保連携型認定こども園）

2 保育の利用調整基準表の見直しについて（15ページ参照）

- ① 調整指数の番号7の「産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合」について、「職場復帰する月のみの適用」を廃止。
- ② 調整指数の番号10の「兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込みをしている場合」について、調整指数を「+3」から「+1」に変更。
- ③ 調整指数の項目として、「利用調整により決定した保育所等の利用を辞退した場合（辞退した利用月の翌月から1年間に限る。）」について、調整指数「-2」を新規に追加。

3 その他

入園に合わせて育児休業から復帰する場合には、入園をする前に、改めて、復帰日の確認ができる書類（就労証明書等）の提出が必要となります。

【目次】

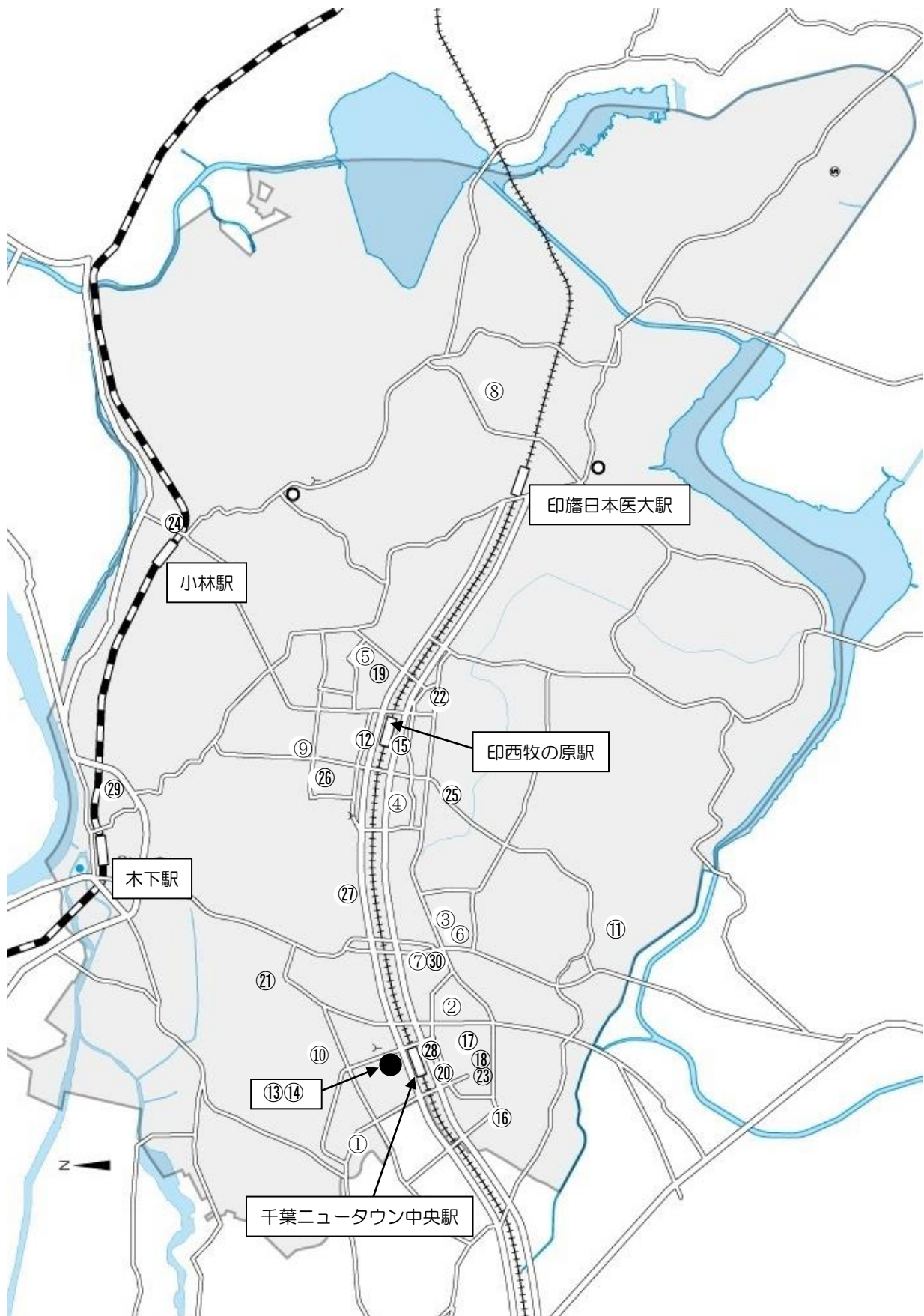
1. クラス編成について.....	1
2. 市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業者.....	2
3. 必要な教育・保育の認定	6
4. 利用申込みの流れ.....	8
5. 利用申込みの日程.....	9
6. 利用申込みに必要な書類	10
7. お子様の発達や行動、身体について心配がある保護者様へ	12
8. 利用調整について.....	13
9. 平成31年度の保育園保育料（利用者負担額）について.....	16
10. 保育園に関するQ&A.....	19

1. クラス編成について

保育園のクラス割は、3月31日時点の満年齢によって区分されます。
平成31年度のクラス編成は、次のとおりです。

クラス	児童の生年月日
5歳児クラス	平成25年4月2日～平成26年4月1日
4歳児クラス	平成26年4月2日～平成27年4月1日
3歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日
2歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日
1歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日
0歳児クラス	平成30年4月2日～

2. 市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業者



種別	番号	園名		定員	一時預かり	病児保育	生後57日から	2歳児クラスまで		
		住所	電話							
保育所	公立	①	木刈保育園		100	○				
			木刈 6-23		(46)1873					
		②	内野保育園		100	○				
			内野 1-12		(46)1874					
		③	高花保育園		110	○				
	高花 1-10		(46)7011							
	④	西の原保育園		120	○		○			
		西の原 3-7		(45)0221						
	⑤	もとの保育園		120	○					
		滝野 3-2		(97)2935						
	⑥	銀の鈴保育園		79	○		○			
		高花 5-3		(47)7566						
	⑦	原山保育園		69	○	○	○			
		草深 1177-18		(47)6600						
	⑧	山ゆり保育園		160			○			
		萩原 1917-8		(98)1333						
	⑨	スマイル保育園		72	○		○			
		牧の台 1-1-2		(48)7321						
	⑩	小倉すくすく保育園		90	○		○			
		小倉 673-7		(42)5901						
	⑪	しおん保育園(本園)		107	○	○	○			
		松崎 517		(46)1329						
	⑫	しおん保育園(分園モア フラワーランド)		18			○	○		
牧の原 1-3 牧の原MORE内 [本園へ]										
⑬	しおん保育園(分園中央 アニマルランド)		27			○	○			
	中央北 1-4 アルカサール内 [本園へ]									
⑭	しおん保育園(年少~年長児分園中央)		36							
	中央北 1-4 アルカサール内 [本園へ]									
⑮	ヒューマンアカデミー印西牧の原保育園		40	○		○	○			
	原 1-2 BIGHOP内 (47)6277									
⑯	エンジェルハート保育園		84	○		○				
	武西 275-1 (47)3344									
⑰	星虹保育園		86	○		○				
	戸神 609-2 (40)1189									
⑱	星虹第二保育園		120	○		○				
	戸神 617-3 (45)1189									
⑲	かふう保育園いんざい		80			○				
	草深 1620-12 (37)7810									
⑳	あい・あい保育園 千葉ニュータウン中央園		60			○				
	中央南 1-13 レーベン千葉ニュータウン中央1階 (85)7790									
㉑	(仮称)かぐろ杜の保育園		90	○		○				
	鹿黒南 2-3 (45)2021									
㉒	(仮称)コスモスの丘保育園		103	○		○				
	草深 2371-4 090(1857)2656 <準備室>									
㉓	(仮称)ゆいのひ保育園		90	○		○				
	戸神 553 (85)8110 <準備室>									

種別	番号	園名		定員	一時 預かり	病児 保育	生後 57日から	2歳児 クラスまで	
		住所	電話						
認定 こども園 ※定員は 保育部分 のみ記載	私立	⑭	どんぐり保育園		65	○	○		
			小林北 5-12-2		(97)1383				
		⑮	草深こじか保育園		75	○	○		
			草深 2496-10		(36)5161				
		⑯	牧の原宝保育園		90			○	
			牧の原 3-1-3		(49)4011				
		⑰	認定こども園 Rainbow Wings International (本園：3～5歳児)		47	○			
			草深 1105-1		(85)8685				
		⑱	認定こども園 Rainbow Wings International (分園：0～2歳児)		33	○		○	○
			中央南 1-1-1 2階		[本園へ]				
⑲	印西ひかりこども園		133	○		○			
	木下 804-6		(40)3737						
地域型 保育事業	⑳	にこにこルーム原山(小規模保育事業)		9				○	
		原山 3-8-13-101		(47)1115					

※⑰、⑱、⑲については、平成31年4月1日開園予定。

工事などの進捗状況により、認可・開園時期が遅れる場合あり。

※⑳については、平成31年4月1日に保育所から幼保連携型認定こども園へ移行予定。

※⑫の「しおん保育園(分園モア フラワーランド)」については、施設の賃貸借契約が平成33年3月31日に満了することに伴い、平成33年度以降の運営の継続について、現在未確定です。

特に0歳児クラスについては、この点を踏まえた上で、お申し込みください。

○ 利用可能年齢

生後6か月から利用できる施設と、生後57日から利用できる施設があります。
なお、1歳の誕生日を迎えるまでは、お子様の状況に応じ、園により利用時間が短くなる場合があります。詳しくは各園にお尋ねください。

生後6か月から・・・①～③、⑤、③⑩

生後57日から・・・④、⑥～⑬、⑮～⑳、㉒、㉓

また、終期については、小学校就学前までの施設と2歳児クラスまでの施設があります。2歳児クラスまでの施設については、継続して保育を受けることができるように、3歳児になる時の入園の利用調整の際には調整指数で6点加点されます。
(15ページ参照)

小学校就学前まで・・・①～⑪、⑮～⑳、㉓

2歳児クラスまで・・・⑫、⑬、⑮、㉒、㉓

3歳児クラスから小学校就学前まで・・・⑭、㉑

○ 開所時間・閉所時間

開所時間は全ての施設で7：00、閉所時間は施設によって異なります。

認定によって定められた保育時間を超える利用については、時間外保育（7ページ参照）となります。

【平日】

7：00～19：00・・・①～⑤、③⑩

7：00～20：00・・・⑥～⑳

【土曜】

7：00～17：00・・・①～⑤、⑦、⑩～⑮、⑱～㉑、㉓～㉒、③⑩

※⑫～⑭については、しおん保育園（本園）での保育となります。詳しくは、しおん保育園（本園）にお尋ねください。

7：00～18：00・・・⑥、⑧、⑨、⑮、㉒、㉓

7：00～19：00・・・⑰、⑱、㉑、㉒

○ 一時預かり

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった場合などに、在園児以外のお子様を有料で預かる制度です。利用する時には事前に施設に連絡して空き状況を確認し、予約をする必要があります。なお、利用時間・料金等についても施設により異なります。

一時預かり実施施設・・・①～⑦、⑨～⑪、⑮～⑱、㉑～㉓、㉒～㉑

○ 病児保育（体調不良児対応型）

お子様が施設での保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合に、看護師等によって保健的な対応を行います。

体調不良児対応施設・・・⑦、⑪

3. 必要な教育・保育の認定

保育園等を申し込むにあたり、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

なお、支給認定の申請は、保育園等の利用申込みと同時にさせていただきます。

① 支給認定について

認定は、お子様の年齢や教育・保育の希望の有無により次の3区分となり、区分に応じて、利用できる施設・事業があります。

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上で、 「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満で、 「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 地域型保育(小規模保育等)

◆認定した後に希望施設(保育園など)の利用の可否を決定するため、認定を受けた場合であっても、希望施設の利用(保育園などの入園)ができるとは限りません。

② 保育を必要とする事由(2号認定、3号認定)

支給認定を申請(保育園などを利用)する場合には、次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

① 就 労	居宅内・外で就労をしている場合(月60時間以上)
② 妊 娠・出 産	原則として、出産予定日の概ね2か月前から、出産後8週経過した日の翌日の属する月の末日まで
③ 保 護 者 の 疾 病	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合
④ 介 護 ・ 看 護	同居(または長期入院等している)親族を常時介護・看護している場合(月60時間以上)
⑤ 災 害 復 旧	火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合
⑥ 求 職 活 動	求職または開業予定の場合(認定後90日以内に就労すること)
⑦ 就 学	就学又は職業訓練校等の職業訓練の場合(月60時間以上)
⑧ 虐 待 ・ D V	虐待やDVのおそれがある場合
⑨ 育 児 休 業	当該育児休業に係る子どもの1歳の誕生日の属する年度の末日まで
⑩ そ の 他	上記に類する場合などで、市が認める場合

※事由によって、認定される保育の必要量、認定期間が異なります。

③ 保育の必要量に応じた区分（2号認定、3号認定）

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

※就労以外の事由であっても、いずれかの区分に認定されます。

※諸事情により、認定区分の変更を希望する場合は、市保育課までご相談ください。

●「保育標準時間」利用・・・利用可能時間は最大11時間。

（例）就労による場合（月120時間以上程度）。

妊娠・出産による場合。

保護者の疾病・障害による場合。

介護・看護による場合（月120時間以上程度）。

災害復旧による場合。

就学・職業訓練による場合（月120時間以上程度）。

虐待やDVのおそれがある場合。

●「保育短時間」利用・・・利用可能時間は最大8時間。

（例）就労による場合（月60時間以上120時間未満程度）。

妊娠・出産による場合。

育児休業中の場合。

介護・看護による場合（月60時間以上120時間未満程度）。

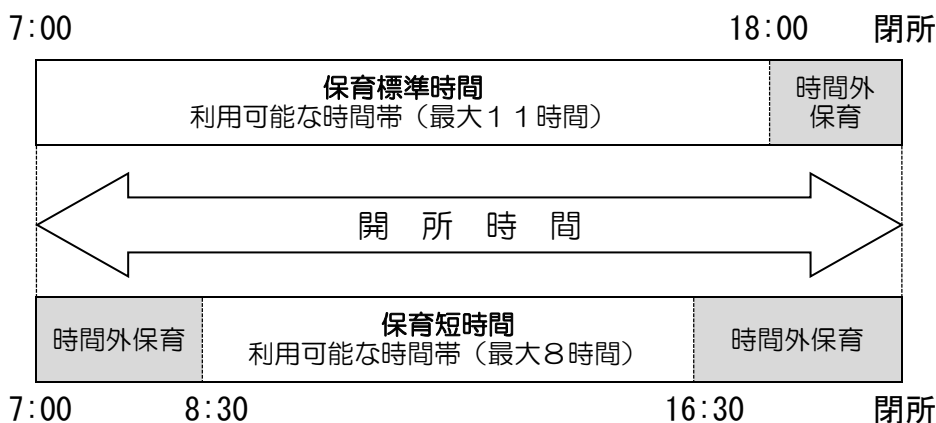
災害復旧による場合。

求職活動・起業準備による場合。

就学・職業訓練による場合（月60時間以上120時間未満程度）。

虐待やDVのおそれがある場合。

【イメージ】

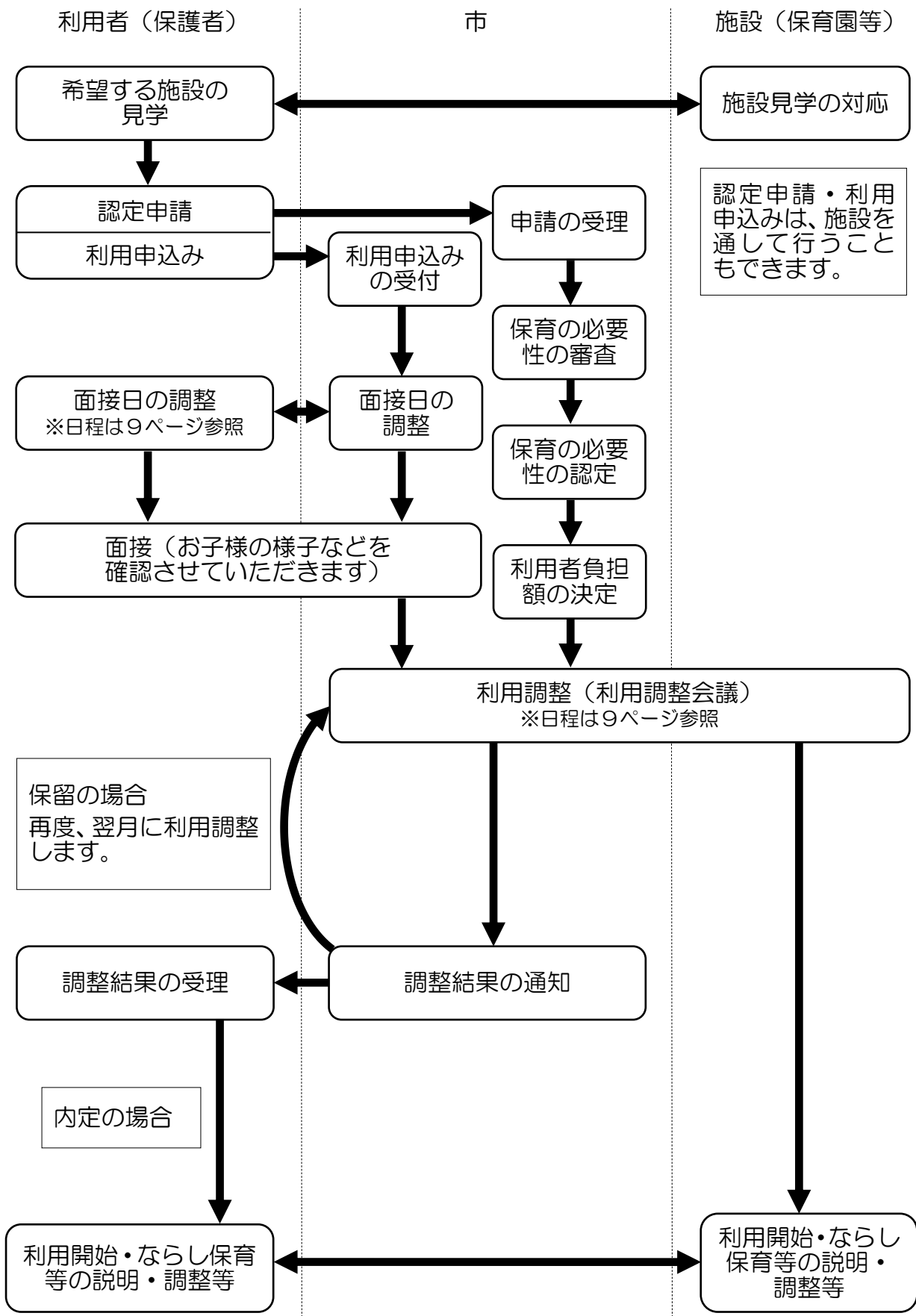


それぞれの区分で認定を受けた場合であっても、保護者が現に必要とする時間での利用とします。

また、時間外保育（上図網かけ部分）の利用について、別途、時間外保育料を徴収いたします。

金額は利用している施設等によって異なりますので、詳しくは各施設等にお問い合わせください。

4. 利用申込みの流れ



5. 利用申込みの日程

入園月	申込締切日 (市役所必着)	面接日	利用調整会議
4月入園	平成30年 12月14日(金)	平成30年 11月24日(土)・26日(月) 12月20日(木)・21日(金)・22日(土) 平成31年 1月5日(土)・7日(月)・8日(火)	平成31年 1月17日(木)
5月入園	平成31年 3月29日(金)	※5月入園以降の面接日、利用調整会議の日程については、平成31年2月頃に決定する予定です。	
6月入園	平成31年 4月30日(火)		
7月入園	平成31年 5月31日(金)		
8月入園	平成31年 6月28日(金)		
9月入園	平成31年 7月31日(水)		
10月入園	平成31年 8月30日(金)		
11月入園	平成31年 9月30日(月)		
12月入園	平成31年 10月31日(木)		
1月入園	平成31年 11月29日(金)		
2月入園	平成31年 12月27日(金)		
3月入園	平成32年 1月31日(金)		

- ※ 園に申込書を提出する場合は、申込締切日の3日前までに提出してください。
- ※ 面接日は、新規に利用申込みをした際に予約を取っていただきます。
- ※ 面接及び利用調整会議の日程は、変更となる可能性があります。
- ※ 利用調整結果は、入園の可否に関わらず通知します。
- ※ 個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えしません。なお、4月入園に関する利用調整結果については、文書による通知(2月中旬頃に発送予定)のみとし、電話や窓口でのお問い合わせにはお答えしませんので、ご了承ください。

6. 利用申込みに必要な書類

申込みの際には、次の書類をご提出ください。

なお、提出書類に不足が生じた場合、利用調整に影響が出る場合がございますので、十分ご注意ください。

【提出に当たっての注意事項】

- ・市が指定する様式がある書類については、必ず指定様式をご使用ください。
- ・書類提出後に、内容確認のため、新たな書類の提出を依頼することがあります。
- ・ご提出いただいた就労証明書については、就労実態を事業所に伺うなどの調査を行うことがあります。
- ・提出書類は返却しませんので、必要に応じて、提出前にコピーしてください。

【提出書類】

- ①【指定様式】提出書類チェック票
- ②【指定様式】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- ③【指定様式】保育所等利用申込書
- ④【指定様式】申込児童の健康状況調書
- ⑤【指定様式】食物アレルギーチェック票
- ⑥【指定様式】保育施設利用に関する確認票
- ⑦マイナンバー確認資料（11ページ参照）
- ⑧保育を必要とする事由を確認するための資料
⇒「保育の必要性」の事由により提出書類が異なります。（11ページ参照）
⇒資料提出の対象者は、申込み児童の父母・同居親族（祖父母・おじ・おば 等）・内縁の夫や妻 等となります。
- ⑨〔母子・父子世帯のみ〕戸籍謄本（写し可）
- ⑩〔在宅障がい児・者のいる世帯のみ〕障害者手帳等の写し
- ⑪〔該当者のみ〕保育士証又は国家戦略特別区域限定保育士証
保育園・認定こども園等に勤務する保育士である場合
- ⑫〔該当者のみ〕在園証明書
兄弟姉妹が保育園の利用申し込みをせず、幼稚園・発達支援センター等を利用している場合
- ⑬〔該当者のみ〕呼び出し状、又は事件係属証明書
離婚調停中で配偶者と別居している場合

■マイナンバー確認資料

◎マイナンバー確認・身元確認の対象者：申請に来た保護者のみ

本人確認として、マイナンバー確認資料と身元確認資料を用意してください。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認が行えます。

◎マイナンバー確認資料（正しいマイナンバーであることの確認）

通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し 等

◎身元確認資料（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）

次のA又はBを用意してください。

A 写真付きの本人確認書類 (以下の書類から1点)	B 写真なしの本人確認書類 (以下の書類から2点)
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・その他公的機関発行の写真付きの証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・その他公的機関発行の住所、氏名、生年月日の記載書類

■保育を必要とする事由を確認するための資料（提出書類）一覧

【資料提出の対象者】

申込み児童の父母・同居親族（祖父母・おじ・おば等）で65歳未満の者・内縁の夫や妻 等

	「保育の必要性」の事由	提出書類
①	就労（月60時間以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・【指定様式】就労証明書 ・(自営業の場合)自営業を行っていることが確認できるもの(収入証明、開業届、名刺等の写し)
②	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し (出産予定日が記載されているページ)
③	保護者の疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（注1） ・障害者手帳等の写し
④	同居（又は長期入院等している） 親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（注2） ・ご家族の状況についての申立書（注3）
⑤	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明 ・災害状況についての申立書（注4）
⑥	求職活動（起業準備含む）	※保育課にお問い合わせください。
⑦	就学、又は職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・カリキュラム（時間割）の写し
⑧	虐待やDVのおそれがあること	※保育課にお問い合わせください。
⑨	育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ・【指定様式】就労証明書
⑩	上記以外の場合	※保育課にお問い合わせください。

注1：診断書には、「診断名」「現在の状況」「家庭での保育の可否」といった内容についても記載してください。

注2：診断書には、「診断名」「現在の状況」（家族の介護・看護の必要性）といった内容についても記載してください。

注3：申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由として）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1月あたりの日数」を記載してください。

注4：申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況(保育ができない理由として)」を記載してください。

7. お子様の発達や行動、身体について心配がある保護者様へ

「言葉が遅れているのでは？」

「落ち着きがなくて心配だ。」

「身体に障害があるが、保育園に通えるのか？」

こういったことで、保育園入園に心配があるお子様について、市では、事前に面接などを実施して、お子様の状況を確認させていただくとともに、保育園入園に関して保護者様と話し合いを行っていくこととなります。

入園にあたっては、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要となるなど、特別な配慮が必要と判断された場合、保育園の空き状況に関わらず、保育園側での受け入れ体制が整うまでの間、入園を保留させていただくこととなりますが、保育園が集団生活の場であることや療育機関ではないことを踏まえ、保護者様にはご理解・ご協力をお願いします。

【手続きの流れ】

①保育課への事前のご相談

⇒お子様の保育園入園に心配をお持ちの場合は、必ずご相談ください。

②保育課への利用申込書の提出

③保護者様及びお子様との面接の実施

⇒面接内容を踏まえ、保育園での受け入れ体制の検討

④利用調整会議での審査

⑤ [入園が内定した場合] 保育園との面接等の実施及び入園準備

[入園保留となった場合] 保護者様との話し合い（必要に応じて随時）

【留意事項】

- ・利用の申込みにあたり、療育・定期的な通院などを行われているお子様については、提出書類である「申込児童の健康状況調書」にお子様の状況を漏れなく記入してください。
- ・特別な配慮が必要なお子様については、原則として、保育短時間（8時30分～16時30分）の範囲内での保育の実施とさせていただきますので、ご了承ください。

8. 利用調整について

保育の必要性の認定（支給認定）後、保育施設利用の可否が決まります。

締切日までに申込みされた方について、保育の必要性の度合いを点数化し、利用調整会議において、必要性の高いお子様から利用を承諾することになります。

利用調整指数表（14ページ・15ページ参照）は、保育を必要とする事由による『基本指数』と家庭状況や保育先による『調整指数』により構成されています。『基本指数』と『調整指数』の合計点により、利用調整を行います。

- 基本指数及び調整指数は、利用調整申込締切日を基準日とします。
 - 希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申込みをされてもご希望に添えないことがあります。
 - 申込書記載の施設以外は利用調整いたしません。複数の施設を希望される場合は、第2希望以下の施設についても申込書に記入してください。
 - 利用調整の結果は、利用調整会議の概ね1週間後（4月入園を除く。）に保護者の方へ郵送で通知します。
- ※ 個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えしません。なお、4月入園に関する利用調整結果については、文書による通知のみとし、電話や窓口でのお問い合わせにはお答えしませんので、ご了承ください。

【保育の利用調整基準表】

1 基本指数

No.	類型	細目		基本指数		
1	居宅外労働	外勤 自営	月160時間以上の就労を常態又は単身赴任	11		
			月140時間以上160時間未満の就労を常態	10		
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	9		
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	8		
			月80時間以上100時間未満の就労を常態	7		
			月60時間以上80時間未満の就労を常態	6		
2	居宅内労働	自営 農業 内職	月160時間以上の就労を常態	11		
			月140時間以上160時間未満の就労を常態	10		
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	9		
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	8		
			月80時間以上100時間未満の就労を常態	7		
			月60時間以上80時間未満の就労を常態	6		
3	母親の出産	出産予定日を含む月及びその前後2か月間		11		
4	保護者の疾病 等	疾病	入院	おおむね1か月以上の入院	12	
			居宅 療養	常時臥床	おおむね1か月以上臥床	12
				精神等	医師が長期加療（安静）を要すると診断した場合	10
		一般療養		医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断した場合	9	
			上記以外で保育が困難であると認められる場合	8		
		障害	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合		12	
身体障害者手帳3級～6級、療育手帳Bの1・Bの2を所持している場合			10			
5	病人の看護等	看護 介護 付添	居宅外	おおむね1か月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合	12	
			居宅内	寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合	12	
				心身の傷病及び障害により常時看護又は介護が必要と認められる場合	8	
			居宅外・居宅内	その他の病人等の介護等	8	
6	災害復旧	火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合		12		
7	求職活動等	求職又は開業予定のため日中外出を常態としている場合		5		
8	就学又は職業訓練	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に就学又は通所している場合		※居宅外労働に準ずる		
9	虐待・配偶者からの暴力など	虐待・配偶者からの暴力等により特に保育が必要と認める状態にある場合		12		
10	育児休業	育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合 ※当該育児休業に係る子どもの1歳の誕生日の属する年度に限る。		5		
11	その他	上記類型に類する状態にある場合		※類する項目に準ずる		

2 調整指数

番号	条件	調整指数
1	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）	+3
2	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務（育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合を除く。以下同じ。）する保育士の場合	+3
3	保護者のいずれかが、市の非常勤職員に登録中の保育士（入園時に保育士として就労することができる状況にある者に限る。）の場合（2に該当する場合を除く。）	+3
4	保護者のいずれかが、幼稚園に勤務する保育士資格を有する者又は認可外保育施設若しくは市外の保育所等に勤務する保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の場合（3に該当する場合を除く。）	+1
5	生活保護法による被保護世帯	+2
6	生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	+2
7	産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合	+2
8	65歳未満の同居の親族、その他の者が保育可能な場合	-3
9	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする者	+6
10	兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込みをしている場合	+1
11	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している場合	+3
12	出産の理由により市内の保育所等を退園した子ども又は当該出産以降に出生した子どもの保育を希望する場合	+3
13	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1~+6
14	待機期間が1年以上経過している者	+2
15	待機期間が6か月以上経過している者	+1
16	特別な支援を要する子どもの保育を希望する場合	+1
17	市外在住者（利用開始までに転入する者を除く）	-6
18	6か月以上保育料を滞納（申込み児童以外の滞納分を含む）している場合	-6
19	利用調整により決定した保育所等の利用を辞退した場合（辞退した利用月の翌月から1年間に限る。）	-2

備考

- ①基本指数及び調整指数を決定する基準日は、入所希望月の書類提出締切日とします。
 - ②基本指数は父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。（ひとり親世帯の場合は、当該ひとり親の指数と11点を足したものを基本指数とします。また、父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定します。）
 - ③保護者が保育を必要とする事由が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を適用します。
- ※期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就労先未定）として利用調整を行います。
- ※就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定します。
- ※就労時間には、時間外勤務時間、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。
- ※調整指数は保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合に適用します。

3 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

1	印西市民である者（利用開始までに転入する者を含む）
2	当該保育所等の希望順位が高い者
3	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする者
4	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる者
5	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務する保育士又は市非常勤保育士に登録中の保育士である者
6	待機期間が長い（ただし、利用申込みを一旦取下げた場合、取下げ前の待機期間は除く。）
7	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
8	生活保護法による被保護世帯
9	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している又は兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込みをしている者
10	基本指数が高い世帯

9. 平成31年度の保育園保育料（利用者負担額）について

① 保育料の決定について

- 保育料は、保護者（父母ともに）の市民税所得割額を基本として算定します。
※4～8月分は前年度（平成30年度）、9～3月分は当年度（平成31年度）の額をもとに算定します。
- 祖父母等と同居で、父母ともに一定額以下の収入（給与収入で103万円）の場合は、祖父母等の同居人の税額を保育料の算定に用います。
- 税額を証明する書類の提出がされない場合は、最高位の階層（第13階層）を適用します。
- 保育料は月極めのため、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。
- 多子軽減措置として、同一世帯から2人以上の就学前児童が利用する場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

② 保育料の納入について

- 原則として口座引き落としとなります。ただし、認定こども園・地域型保育事業については、各園で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。
- 入園内定後にお渡しする「印西市口座振替依頼書」により、下記口座振替指定金融機関にお申し込みください。
※口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は納付書でお納めいただくこととなります。
- 口座振替日、納期限は毎月月末（12月は25日）となります。
※なお、振替日が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日となります。
- 口座振替領収書は発行しませんので、通帳等でご確認ください。
- 既に在園されている方で、口座振替の手続きがお済みでない方は、ぜひ口座振替の手続きをお願いします。

【口座振替指定金融機関】

- | | | | |
|---------|----------|-------------|----------|
| • 千葉銀行 | • 京葉銀行 | • 千葉信用金庫 | • 千葉興業銀行 |
| • みずほ銀行 | • 三井住友銀行 | • 西印旛農業協同組合 | • ゆうちょ銀行 |

- 保育料を滞納した場合、財産の差し押さえなどの処分を行うことがあります。

③ 保育料の変更について

- 保育料確定後に修正申告等で税額を変更した場合、年度内に限り、遡って保育料を算定し直しますので、必ず、変更があったことを保育課にご連絡ください。

平成31年度 保育料（利用者負担額）

階層	階層区分		3～5歳児 保育園等の子ども		0～2歳児 保育園等の子ども	
			(標準時間)	(短時間)	(標準時間)	(短時間)
第1	生活保護世帯		0	0	0	0
第2	市民税非課税世帯		2,500	2,500	3,000	3,000
第3	市民税所得割非課税世帯		7,000	6,800	9,000	8,800
第4	市民税所得割課税世帯	48,600円未満	10,000	9,800	13,000	12,700
第5		67,000円未満	15,000	14,700	17,000	16,700
第6		97,000円未満	21,600	21,200	24,000	23,500
第7		169,000円未満	25,000	24,500	35,600	34,900
第8		210,000円未満	26,000	25,500	46,000	45,200
第9		256,000円未満	26,000	25,500	48,000	47,100
第10		301,000円未満	26,000	25,500	48,800	47,900
第11		327,000円未満	26,000	25,500	57,000	56,000
第12		366,000円未満	26,000	25,500	60,000	58,900
第13		366,000円以上	26,000	25,500	62,000	60,900

(注)

- ①表中の年齢は、平成31年3月31日現在の満年齢により決定します。なお、当該年度中はその年齢を適用して保育料を算定します。
- ②階層区分は、8月分までは30年度、9月分以降は31年度の税額で決定します。
- ③市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- ④同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、保育園・幼稚園等を利用している場合の保育料は、その中で最も年齢の高い児童（1人目）は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）は基準額の半額、その他の児童（3人目以降）は無料となります。
なお、世帯の市民税所得割課税額が57,700円未満の場合、上記多子軽減の対象年齢が異なります。（18ページ参照）
- ⑤母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯で、世帯の市民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、軽減措置が講じられます。（18ページ参照）
- ⑥保護者の収入に応じて、同居家族の課税内容を含めて算定する場合があります。
- ⑦この保育料の他、園によっては実費徴収や上乗せ徴収を行うことがあります。

◎市民税非課税世帯の保育料負担軽減について

市民税非課税世帯については、第二子の保育園保育料が無料となります。

※市民税非課税世帯のうち、母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯については、第一子の保育園保育料も無料となります。

◎年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減について

年収約360万円未満の世帯については、年齢制限なく、生計を一にするすべての子ども（※1）を対象に年長者から第一子、第二子と数えて、保育料を軽減します。（ただし、時間外保育料を除く。）

次の（1）、（2）の世帯が対象となります。

（1）市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の場合

生計を一にする第一子の年齢に関わらず、第二子の場合、保育料の半額、第三子以降の場合、無料となります。

<例>

第一子	保育料満額	第一子	すべての子ども	第一子	すべての子ども
第二子	保育料半額	第二子	保育料半額	第二子	すべての子ども
第三子	保育料無料	第三子	保育料無料	第三子	保育料無料

（2）市民税所得割課税額が77,101円未満、かつ母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯に該当する場合

生計を一にする第一子の年齢に関わらず、第一子の場合、第2階層と同額の保育料、第二子以降の場合、無料となります。

<例>

第一子	第2階層と同額	第一子	すべての子ども	第一子	すべての子ども
第二子	保育料無料	第二子	保育料無料	第二子	すべての子ども
第三子	保育料無料	第三子	保育料無料	第三子	保育料無料

※1：「生計を一にする」とは、同一世帯以外に、就労、就学等の都合により、別居であっても、仕送り等があり、生計が同じと認められる場合も含まれます。

◎寡婦（夫）控除のみなし適用について

「婚姻歴のないひとり親家庭」の保育料を軽減します。

（1）対象となる人

現況日（所得を計算する年の12月31日）及び申請日時点において、次の

①～③のいずれかに該当する人（申出が必要となります。）

①婚姻したことがなく、現在も婚姻状態（事実婚を含む）にない母又は父であり、生計を同じくする20歳未満の子がいる人

②①の子は、総所得金額等38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人

③父の場合は、合計所得金額が500万円以下の人

（2）のみなし適用をした場合の所得算定

保育料の算定に当たり、のみなし適用を行う場合の所得の計算方法は、税法上の寡婦（夫）控除の額に準じます。※税額に控除が適用されるものではありません。

区分	寡婦（特定）	寡婦（一般）	寡夫
合計所得金額	500万円以下	500万円を超える場合	500万円以下
市民税の控除額	30万円	26万円	26万円

※合計所得金額が125万円以下の方は、非課税の扱いとなります。

10. 保育園に関するQ&A

支給認定に関するもの

Q 1 保育園を利用するための「認定」とは何ですか？

A 1 子ども・子育て支援新制度においては、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園等に通園を希望する児童は、次の3区分のいずれかの「認定」を市から受ける必要があります。

[1号認定] 3歳以上児で幼稚園や認定こども園の利用を希望する場合。

[2号認定] 3歳以上児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。

[3号認定] 3歳未満児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。

※2号及び3号認定については、保護者の就労状況等により、施設を11時間以内で利用できる「保育標準時間」と、8時間以内で利用できる「保育短時間」とに区分されます。

Q 2 保育標準時間認定の場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A 2 支給認定時に決定する「8時間」「11時間」といった保育時間は、あくまでも「最大で施設を利用することができる時間」となります。

保護者の就労実態やお子様の状況（月齢6か月未満、特別な支援が必要など）により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、「保育短時間」と同等の利用時間になることがあります。

Q 3 支給認定の申請手続きの際に、書類不備があった場合はどうなりますか？

A 3 書類不備や書類未提出により支給認定ができない場合、利用申込書が提出されていても、利用調整にかけられなくなります。

不備書類や未提出書類については、保育課からご連絡をさせていただくこともありますので、そういった場合は至急ご対応ください。

利用申込みに関すること

Q 1 保育園の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか？

A 1 利用調整の際には、保育の必要性を点数化し、点数が高いお子様から順に利用調整を行います。点数の同じお子様が複数いる場合には、第1希望園から順に利用調整を行いますので、希望園の順番によっては利用調整結果が変わる可能性があります。

Q 2 保育園の利用が保留となった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A 2 保護者からの申込みの取り下げがない限り、翌月以降（最長で年度末まで）も継続して利用調整にかけますので、新たに申込みをする必要はありません。ただし、翌年度以降も利用を希望する場合は、別途、申込みが必要となります。

Q 3 現在、求職中ですが、保育園の利用申込みをすることはできますか？

A 3 求職中でも保育園の利用申込みは可能です。
ただし、利用調整を行う際の優先順位は低くなりますので、ご了承ください。また、利用が決定した場合、支給認定日から90日以内に就労証明書が提出されないと退園となりますのでご注意ください。

Q 4 夫婦共働きですが、幼稚園と保育園を併願することは可能ですか？

A 4 幼稚園と保育園を併願することは可能です。
手続きとして、幼稚園は直接施設に利用申込みをしていただきますが、保育園は、支給認定申請と併せて、市に利用申込みを行うこととなります。

Q 5 希望する保育園を変更することはできますか？

A 5 希望園の変更は可能です。変更を希望する月の申込締切日までに次の項目を明記の上、保育課窓口にて持参・郵送・E-mail・FAXのいずれかの方法で保育課まで届け出てください。
なお、届け出が間違いなく届いているかを、必ず保育課に確認してください。

【記載項目】①住所 ②保護者氏名 ③児童氏名及び生年月日 ④電話番号
⑤希望する保育園名

※希望園を複数とする場合は、希望順位も必ず記載してください。

【送付先】・郵送 〒270-1396 印西市大森2364-2
印西市役所保育課保育係 宛

・E-mail hoikuka@city.inzai.chiba.jp
・FAX 0476-42-0381

利用決定後に関すること

Q 1 利用が決まった場合、利用開始までの流れはどうなりますか？

A 1 利用調整会議において、希望園の利用が決まりましたら、保育課から利用を承諾する通知をお送りします。

また、保育園から利用決定者に対して、電話にてご連絡を入れますので、保育園からの指示に従って利用の準備を進めてください。

Q 2 利用が決まってからのならし保育は、どのように受けられますか？

A 2 利用開始日は基本的に月の初日ですが、保護者が育休から仕事に復帰する場合は復帰日の1週間前（1週間前が前月になる場合は当月初日）となります。ならし保育については、原則として、利用開始日以降に実施することになります。

利用開始日よりも前にならし保育を実施したい場合は、一時預かり事業（有料）などを利用することで対応することも可能ですが、利用する保育園の状況などにより対応が異なりますので、詳しくは保育園にご確認ください。

Q 3 子どもが風邪を引いたときは、保育園に預けられないのですか？

A 3 保育園は健康なお子様をお預かりする施設ですので、お子様に熱があるときは家庭保育をしていただくこととなります。

風邪を含め、お子様の病状により登園をお断りする場合がありますので、詳しくは保育園にご確認ください。

なお、市では、病児・病後児保育事業（有料）を実施しており、お子様の病状によって利用することが可能です。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

病児・病後児保育事業「おひさまルーム」（印西総合病院内）

Tel 0476-47-5635（直通）

Q 4 仕事が休みの日は、保育園に預けられないのですか？

A 4 保護者の方がお休みの日は、基本的に家庭保育をお願いしています。仕事が休みでも他に事情がある場合（通院等）には、通園している保育園にご相談ください。

Q 5 食物アレルギーがあるのですが、保育園ではアレルギー対応はしていますか？

A 5 保育園では、原則として、アレルギー児の受入れをしておりますが、保育園によって対応が異なります。

入園を希望される保育園には、事前にお問い合わせください。

保育料に関すること

Q 1 保育料はどのように決定しますか？また、施設により保育料は異なりますか？

A 1 保育園の保育料は、市民税所得割額を基本として決定しますが、平成31年4月から8月までの保育料は、平成30年度の市民税課税内容を、平成31年9月から平成32年8月までの保育料は、平成31年度の市民税課税内容により決定をします。年度途中で保育料が変わる可能性があります。なお、認可保育園（公立、私立）・認定こども園・地域型保育事業での保育料は、どの施設も同じ算定方法となりますので、基本的に施設によって保育料が異なることはありません。

Q 2 保育園の保育料はどのように納めますか？

A 2 原則として、毎月末に金融機関の口座引き落としとなりますので、利用決定後に金融機関において、口座引き落としの手続きを行っていただくこととなります。ただし、認定こども園・地域型保育事業については、各園で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。なお、口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は納付書でお納めいただくこととなります。

Q 3 母子家庭の場合、保育料は無料になりますか？

A 3 保育料は、市民税所得割額を基本として算定することから、母子家庭であっても、課税内容に応じて保育料がかかります。

Q 4 保育園への入園に関して、保育料以外の費用がかかることはありますか？

A 4 保育園では、保育料以外の費用として、上乗せ徴収・実費徴収を行うことがあります。

具体的な内容については各園により異なりますので、入園を希望する園に必ず事前に確認をしてください。